



広報かめだ

2004(平成16年)

12/15 DECEMBER

No.801

■ 主な内容

- 区割り案についてのご意見をご紹介します2
- まちからのお知らせ4
 - ・お年寄りがお医者さんにかかるとき8
 - ・町の民生委員・児童委員12
- アスパーク亀田 Ⅲ期教室参加者募集15
- かめだ通信16

* 広報かめだは資源保護のため再生紙を使用しています。

区割り案についてのご意見をご紹介します

新・新潟市が政令指定都市に移行し設置する行政区の区割りについて、9月15日から10月31日にかけて、合併する13市町村の住民（通勤・通学者を含む）の皆さんのご意見を募集いたしました。貴重なご意見をお寄せいただき、まことにありがとうございました。

13市町村それぞれに寄せられたご意見（応募箱、郵便、電子メール、住民説明会等による）の総数は、1,065件に上り、うち、亀田町に居住等される方から寄せられたご意見は、31件となりました。

このたび、第1回住民意見の集約結果がまとまりましたので、その概要についてご紹介します。（パターンの内容については「広報かめだ」9月15日号をご参照ください）今後、お寄せいただいたご意見をもとに、必要に応じて追加修正作業を行い、再度、住民の皆さんにご意見を募集する予定となっています。

なお、意見の詳しい集約結果は、役場1階ロビー・2階企画調整課窓口、公民館、町民会館、アスパーク亀田において閲覧できるほか、町ホームページでも見ることができます。

【市町村別提出数】

居住（通勤・通学）市町村	提出数	居住（通勤・通学）市町村	提出数
新潟市	671	岩室村	129
新津市	11	西川町	67
白根市	62	味方村	10
豊栄市	8	湯東村	8
小須戸町	6	月湯村	17
横越町	10	中之口村	12
亀田町	31	その他（巻町・不明等）	23
		合計	1,065

【区割りに関する主な意見】

意見概要	意見数	亀田町	新潟市	その他市町村	
パターンに関する意見	A案が良い	93	2	66	25
	B案が良い	350	7	190	153
	C案が良い	25	4	3	18
	A案またはB案が良い	1		1	
	A案またはC案が良い	5		5	
	B案またはC案が良い	6			6
	A案またはB案またはC案が良い	6		4	2
	A案またはC案には反対	3		2	1
パターン以外の区割りに関する意見	B案またはC案には反対	1		1	
	5区の新津市、小須戸町に亀田町、横越町を加えて中蒲原郡でまとめるべきである。4区は石山地区事務所管内と南地区事務所管内の全域とすべきである	68		65	3
	亀田町、横越町は4区から除くべきである	32		31	1
	亀田町、横越町を除外し、木戸地区を入れた4区とするべきである	26		25	1
現在の西蒲原郡を1つの区としてほしい	25			25	

意見概要	意見数	亀田町	新潟市	その他市町村	
パターン以外の区割りに関する意見	4区は石山地区事務所管内と南地区事務所管内の全域とすべきである	13		13	
	5区の新津市、小須戸町に亀田町、横越町を加えて、中蒲原郡でまとめるのが一番良い	7		6	1
	B案の6区に湯東村を入れると人口的に良いと思う	7		1	6
	現在の新潟市を4つの区に分割し、新たに合併する市町村を4つの区にする案				
	1区 本庁・関屋、入船	6		6	
	2区 坂井輪、内野、赤塚、中野小屋、黒埼				
	3区 松浜、南浜、濁川、中地区、大形				
	4区 鳥屋野、曾野木、両川、石山、大江山、沼垂、木戸				
5区 豊栄市					
6区 新津市、小須戸町、横越町、亀田町					
7区 白根市、味方村、月湯村、中之口村					
8区 西川町、巻町、岩室村、湯東村					
4区は新潟南警察署管内であるが、歴史的に見て旧亀田郷のエリアである。昔からの歴史的なつながりが深く、誠に妥当な区割りである	6	4		2	
人口規模	人口のバラつきを小さくし、10万人に近づけるべき	38		36	2
	1区あたり平均10万人程度とすべき	16		14	2
	各区の人口のバラつきを小さくすべき	12		9	3
	1区あたり平均10万人程度にこだわらなくて良い	5		2	3
歴史的沿革等	西新潟・東新潟の観点を重視すべき	13	1	11	1
	歴史的沿革を重視すべき	9		3	6
地形・地物	境界はなるべく川や国道など明確な地形・地物とすべき	7		5	2
	大きな川は境界線として良いが、小さな川は境界にすべきではない	7		7	
	境界はなるべく自然境界に整序すべき（飛び地）	6		2	4
	亀田郷地区と鳥屋野湯付近の境界については、中部下水処理場・上沼地区を南地区事務所所管区域の鳥屋野地区に含める方がすっきりとしているのではないかと（親排水路～鳥屋野湯を境に区分けした方が良い）	6		5	1
地縁的つながり等	生活圏の一体性を考慮してほしい	170		124	46
	高美町は鳥屋野地区の区割り内を要望する	80		80	
	地域の歴史、風土や路線、道路等を尊重してほしい	7		4	3
学校区	小中学校区が分断されないように区割りすべき	109		108	1
	小学校区が分断されないように区割りすべき	5		5	
	中学校区が分断されないように区割りすべき	5		5	
区の数	8つにすべき	49		41	8
	7つが良い	18	1	12	5
区役所の位置	区役所の位置も区割りとあわせ示すべき	44		42	2
	4区の区役所は現在の亀田町役場に設置してほしい	27	23	1	3
	石山に区役所を設置してほしい	27		25	2

まちかからの

亀田町役場 ☎381-2111

役場各課からの情報をお知らせします

お知らせ

4歳以上のお子さんの保護者の方へ

幼児医療費助成制度のお知らせ

市町村合併に伴い、平成17年3月21日以降は現在の入院費の助成に加えて通院費も小学校就学前まで助成の対象になります。ただし、保護者の所得に制限（児童手当特例給付所得限度額）があります。合併前までに亀田町の入院費の助成を申請される方は保健センター窓口までお越しください。

ただし、次のいずれかに該当する方は手続きが不要です。
・4歳以上のお子さんで、すでに「入院」の受給者証を持っている方
・今年12月以降に4歳に達するお子さんで、受給期間が4歳誕生日末日までの「入院・通院」の受給者証を持っている方（誕生月の下旬に4歳以上用の「入院」の受給者証をお送りします。）

●申請に必要なもの
①母子手帳
②健康保険証（お子さんが加入しているもの）
③印鑑
※平成16年1月1日に亀田町に住所がなかった方や、所得状況調査に同意しない方は次の書類が必要です。
④保護者のうち所得の多い人の平成16年度児童手当用所得証明書（平成16年1月1日に住所のあった市区町村で発行します。）

保健センター 内線404

保健センター 内線405

集まれベビー！ ワクワク体操♪

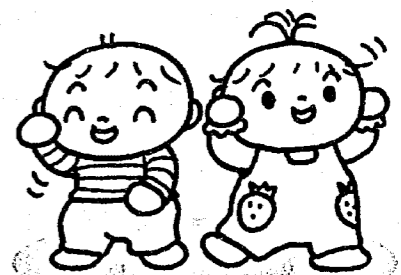
「子どもとどんなふう遊んだらいいの？」「同じくらいの子をもつお母さんたちと会いたいな」と思っている子育て中のお母さん。スキンシップを中心に、お子さんの笑顔がたくさん引き出しながら、みんなで楽しく身体を動かしてみませんか。自然と笑顔になれる時間です。お子さんと一緒にぜひ参加してみてください！

- 対象 1歳未満（平成16年12月1日現在）のお子さんとその保護者
- 日時 1月18日（火） 午前10時～12時
- 会場 保健センター 2階
- 内容 ・ベビーマッサージ
・音楽にあわせてお子さんと一緒に体操
・お母さんのためのストレッチ

- 講師 3B体操協会 遠藤トミエさん
- 持ち物 内履き（運動靴）、タオル

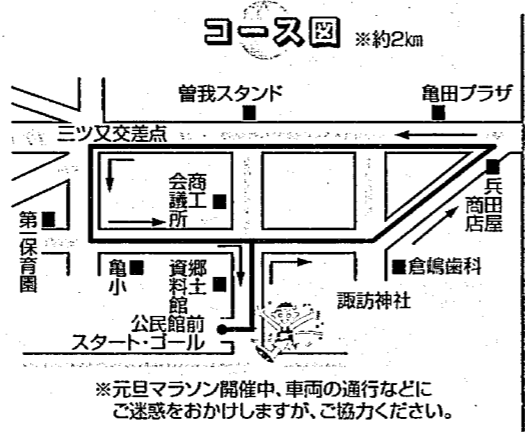
※動きやすい服装でおいでください。
※寒い時期ですので、お子さん用にバスタオルをお持ちください。
※お茶などのお飲み物は、各自でご用意ください。

- 定員 30人（定員になり次第、締め切ります）
- 申し込み 参加を希望される方は、1月7日（金）までに保健センターへお申し込みください。



亀田町閉町記念 第32回元旦マラソン大会参加者募集

町民体育課 ☎381-1222



亀田町の元旦マラソンは、「タイムや順位にとらわれず、参加者全員が自分のペースで完走する」ことが目的です。制限時間は60分以内ですので、ウォーキングでも十分完走（完歩）できます。

親子や友達同士でチャレンジして新たな一年を心地良い汗でスタートさせませんか。

- 日時 1月1日（元旦）
受付：午前9時15分～9時45分
スタート：午前10時
- 集合場所 公民館（101研修室）
- 参加資格 所定のコース（＝約2km・右図参照）を60分以内で完走できること。（途中歩いてかまいません。）ただし、幼児・小学校低学年は保護者（20歳以上）も一緒に参加すること。※事前の健康調査は行いませんので、体調の悪い方はご遠慮ください。
- 参加費 無料
- 参加賞 アスパークプール無料引換券ほか
完走証（完走者のみ）
※タイム・順位はなし
- 当日の問い合わせ
午前9時以降に亀田町公民館へ（☎381-2728）

製造事業者の皆様へ 統計調査にご協力ください

経済産業省では、工業統計調査を平成16年12月31日現在で実施します。

工業統計調査は、製造業を営む事業所を対象として、その活動実態を明らかにすることを目的としています。調査結果は、国や地方公共団体の行政施策の重要な基礎資料として利用されるときも

企画調整課 統計係 内線234

に、企業、大学などの研究資料、小・中・高等学校の教材など、広く利用されています。皆さまから提出していただく調査票については、統計法に基づき調査内容の秘密は厳守されますので、正確な記入をお願いします。

税務課からのお知らせ

今月は、町・県民税（第4期）と国民健康保険税（第5期）および介護保険料普通徴収（第5期）の納付月です。お近くの金融機関、または役場会計課で納税してください。なお、口座振替を希望する

税務課 収税係 内線134

方は、口座のある金融機関（亀田町内および、亀田町に本店・支店のある新潟市内・横越町内の金融機関に限る）の窓口で手続きをしていただく、申込月の翌月末日から振替が可能となります。

平成17年度 ひまわりクラブ(児童クラブ)入所のご案内

福祉健康課 福祉係 内線143

1 ひまわりクラブ(児童クラブ)とは

就労等により、昼間保護者のいない家庭の小学校低学年児童の健全育成を図るための施設です。事業は新潟市が実施していますが、運営管理は(財)新潟市福祉公社に委託して行っています。

2 施設名・所在地

施設名	所在地	電話番号
亀田ひまわりクラブ (亀田児童クラブ)	新明町1-2-29	381-2724
亀田東ひまわりクラブ (亀田東児童クラブ)	水道町4-1-49	381-2576
亀田西ひまわりクラブ (亀田西児童クラブ)	緑町1-2-6	382-6891
早通ひまわりクラブ (早通児童クラブ)	早通5-7-2	381-2456

※各児童クラブの名称は、合併により「ひまわりクラブ」に変更になります。

3 利用できる児童

町内の小学校に通う1年生から3年生までの児童で、下校後、家に帰っても生計その他の事情で保護者等が不在のため、適切な保護を得られない児童に限ります。



4 開設時間

- (1)学校の平常授業日・・・放課後から午後6時まで
- (2)土曜日、夏休み等の学校の休校日・・・午前9時から午後6時まで
ただし、日曜日、祝日および年末年始(12月29日～1月3日)は閉設

※亀田町域のひまわりクラブ(児童クラブ)については、合併前の開設時間で運営します。

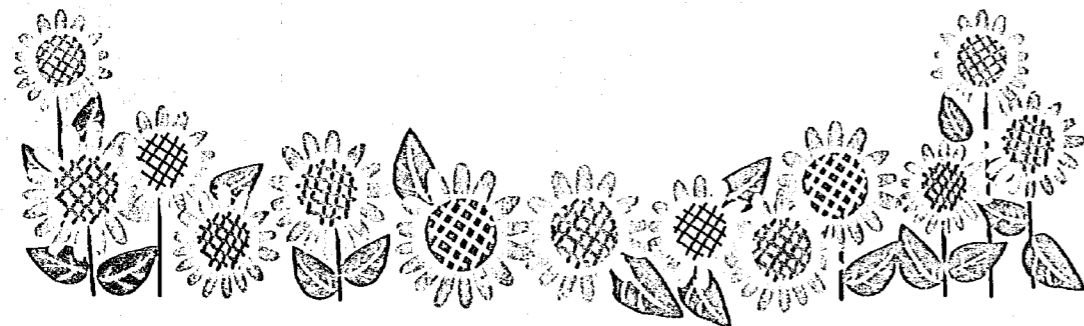
- (1)学校の平常授業日・・・放課後から午後6時30分まで
- (2)土曜日、夏休み等の学校の休校日・・・午前8時から午後6時30分まで

5 申し込み

児童クラブ入所申込書に必要事項を記入の上、関係書類を添えて、1月20日(木)までに入所を希望するひまわりクラブ(児童クラブ)へ提出してください。入所申込書および関係書類は、各ひまわりクラブ(児童クラブ)および役場福祉健康課に用意してあります。

6 その他

入所申込書の受付をしても、入所予定数を超過している場合や申し込み期限を過ぎている場合は、希望された日から入所できない場合があります。また、クラブの管理運営上、入所をお断りする場合があります。

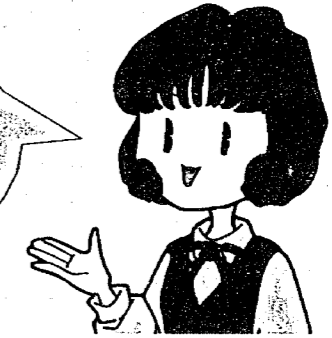


償却資産申告書を発送しました 申告はお早めに!

税務課 固定資産税係 内線136・137

償却資産とは...

会社や個人で工場や商店・アパートなどを営んでいる事業者が所有する、事業のために用いることができる機械・器具・備品等をいいます。これらは、土地や家屋と同様に固定資産税の課税対象となります。



償却資産は申告制です

亀田町内に償却資産をもっている事業者の方から、毎年1月1日現在の償却資産の所有状況を、その年の1月31日(月)までに申告していただくことになっています。これに基づき毎年評価額を決定しています。

来年は新潟市との合併を間近に控えていますので、期限内の申告をお願いします。

❁ 平成16年度に申告した方

12月10日に申告書をお送りしましたので、新たに取得した資産や廃棄、売却処分などで減少した資産を申告してください。

また、事業をやめた方や、事業所を移動した方はご連絡ください。

❁ 今回初めて申告が必要な方

新しく事業を始めた方や、前年度までは無資産でも新たに償却資産を取得した方には、申告書をお送りしますので、ご連絡ください。

〈主な償却資産の例〉

業 種	具 体 例
小 売 店	陳列台、ショーケース、レジスター、自動販売機、冷蔵庫、金庫、広告塔 駐車場舗装路面、看板等
飲 食 店	テーブル、イス、厨房用品、カラオケ、ネオンサイン、レジスター等
サ ー ビ ス 業	理容・美容器具、遊戯器具、ゲーム機、ポールサイン、レジスター等
製 造 業	旋盤、プレス機、溶接機、工具、受変電設備、構内運搬車、ボイラー等
建 設 業	建設機械、測量機器、事務机、椅子、ロッカー、パソコン、コピー機等
医 院	医療用機械器具、事務机、長椅子、パソコン、駐車場舗装路面、看板等
アパート経営 貸駐車場経営	駐車場舗装路面、フェンス、側溝、消雪設備、ルームクーラー、看板等

※なお、自動車税、軽自動車税の対象となっている四輪自動車・バイク・農耕自動車(コンバイン・トラクター)や、土地・家屋は償却資産に該当しません。

※償却資産の免税点は150万円です。合計金額がこれに満たない場合は課税されませんが、申告は必要です。

老人保健制度のごあんない お年寄りがお医者さんにかかるとき

老人保健制度とは、国民みんなが協力して、高齢の方がお医者さんにかかるときの負担を軽くして、安心して医療を受けられるようにするための制度です。

高齢を迎えた皆さんに幸せな健康生活を送っていただくために、ぜひ、この制度と医療費について正しく知っていただき、ご協力をお願いいたします。

老人保健で お医者さんにかかる方

昭和7年9月30日以前に生まれた方
(平成14年9月30日に既に70歳になっている方)

老人保健で医療を受けます。

昭和7年10月1日以降に生

まれた方
(平成14年10月1日以降に70歳になる方)

75歳になるまでは現在の医療保険で医療を受けます。
(ただし、70歳になると保険者より高齢者受給者証が交付されます) 75歳になると老人保健で医療を受けます。

一定の障害がある方は…

寝たきりなど一定の障害があり、申請をして町長から認定を受けた方は、65歳から老人保健でお医者さんにかかるます。

65歳以前から一定の障害がある方は、65歳になって認定を受けた日の次の月から、また65歳を過ぎて一定の障害のある状態になった方は、認定

お医者さんにかかるときは

お医者さんにかかるときには、医療保険の「保険証(被保険者証)」と町長から交付された「医療受給者証」「健康手帳」の3つを忘れずに窓口へ提出してください。

「保険証」によってどの医

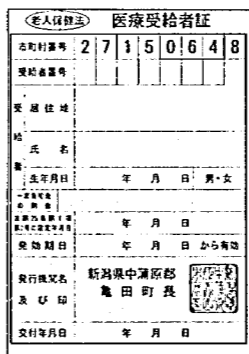
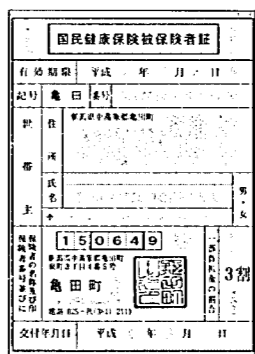
療保険の加入者であるかを明らかにしますので、「保険証」が変わったときは、すぐにかかっているお医者さんに届け出をしてください。また、役場住民課にも必ず届け出をしてください。

医療受給者証

「医療受給者証」は、老人保健でお医者さんにかかるための大切な証明書で、医療費の負担割合(1割または2割)が記されています。

健康手帳

「健康手帳」には、医療と薬剤の記録や検診の記録など、健康管理に役立つ記録や情報が記載されています。受診の際は必ず持参して、お医者さんや薬剤師さんに診療内容や処方薬について記入してもらいましょう。

問い合わせ
住民課 老人保健係
内線157・158

窓口で支払う 一部負担金は

医療費の一部負担は所得によって1割負担と2割負担になります。

外来

●かかった費用の1割を負担
●一定以上の所得がある方は2割を負担

入院

●かかった費用の1割を負担
●一定以上の所得がある方は2割を負担
ただし、自己負担限度額あり。入院したときの食事代は、定額の自己負担を別に負担します。

老人保健の所得区分

●一定以上の所得がある方
地方税法上の各種所得控除後の課税所得が124万円以上ある方およびその方と同じ世帯の方にあたります。

ただし、世帯内の70歳以上の方の収入の合計額が637万円(老人保健該当者が1人の場合は、450万円)に満たない旨を役場に届け出た場合は、負担区分を一般とします。

●低所得者Ⅱ
その属する世帯の世帯主および世帯員全員が町民税非課税である方等にあたり

入院時の食事代		1日780円
●一般	入院したときの食事代は、他の医療費とは別に負担します。	
●一定以上の所得がある方		
●低所得者Ⅱ	90日までの入院	1日650円
	過去12か月の入院日数が90日を超える入院	1日500円
●低所得者Ⅰ		1日300円

※低所得者Ⅰ、Ⅱの方は「限度額適用・標準負担額減額認定証」が必要となります。役場住民課で申請してください。

●低所得者Ⅰ
その属する世帯の世帯主および世帯員全員が町民税非課税であって、その世帯の所得が一定基準以下の世帯に属する方等にあたります。

●一般
右記以外の方にあたります。

毎年所得の判定を行います

町では、毎年8月1日現在の世帯員の前年所得を判定して、負担割合が変更になる方には、新しい医療受給者証を交付します。

あとで医療費の払い戻しが うけられる場合

次のような場合は、いったん全額自己負担し、あとで役場の窓口で申請して認められると、払い戻しをうけられます。

1 やむをえず保険証、健康手帳、医療受給者証を持たずにお医者さんにかかったり、保険を扱って

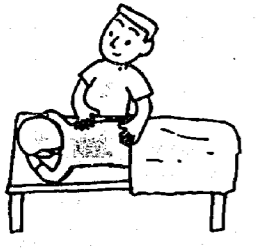
ない病院で治療を受けたとき(海外渡航中の治療を含む)



2 骨折、ねんざなどで柔道整復師の施術をうけたいとき(老人保健の取り扱いはしている柔道整復師で施術を受けた場合には、一部負担金で施術が受けられます)

3 医師が必要と認められたコルセットなどの治療器具や手術などで輸血に用いた生血代

4 あんま、マッサージ、はり、きゅうの施術料で医師が必要と認めるとき



5 重病者の入院、転院などの移送にかかった費用で医師が必要と認めるとき



交通事故にあつたときには

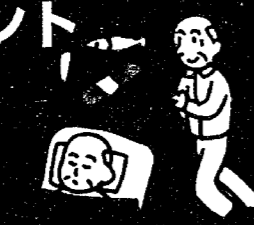
交通事故など第三者の行為によってけがをした場合でも、老人保健でお医者さんにかかることができます。(ただし、先に治療費を受け取り、示談をすませた場合と、老人保健を使えないことがあります)

その際には、役場住民課に「第三者行為による傷病届」を提出してください。また、「事故証明書」が必要となりますので、必ず警察に届け出てください。

- 届出に必要なもの
- 保険証
- 医療受給者証
- 健康手帳
- 事故証明書
- 印鑑

医療費を有効に使う 6つのポイント

負担増を防ぐには、治療よりもまず予防！



- 1 同じ病気でいくつものお医者さんにかかるのはやめましょう。
 - 2 医師を信頼し、指示を守りましょう。
 - 3 栄養、運動、休養の3原則を守り、病気の予防を心がけましょう。
 - 4 お医者さんにかかるときは要領よく症状の説明をしましょう。
 - 5 家庭医を持ちましょう。
 - 6 定期的に、町民健診などの健康診断を受けましょう。病気の早期発見につながります。
- 
- 

こんなときには届け出を

被用者保険の扶養家族の方に、保険証が変わったときの届出漏れがたくさんあります。保険証が変わったときは、かかっているお医者さんと役場住民課へ届け出をしてください。

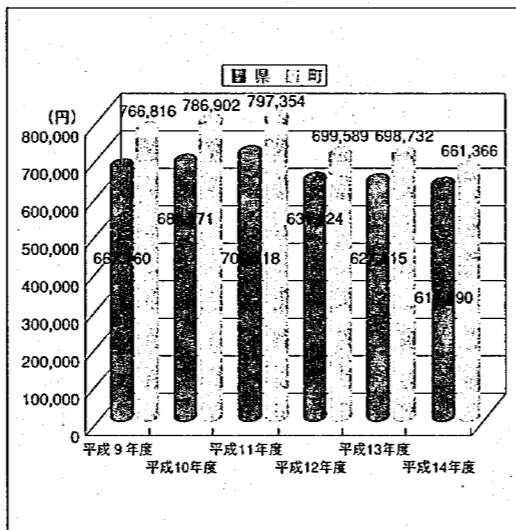
こんなとき	届出に必要なもの
医療保険の種類(保険者名)や記号番号が変わったとき	印鑑、新しい保険証、医療受給者証
他市町村から転入してきたとき	印鑑、保険証、負担区分証明書
他市町村へ転出するとき	印鑑、医療受給者証、健康手帳
死亡のとき	印鑑、医療受給者証、健康手帳
町内で住所が変わったとき	印鑑、医療受給者証、健康手帳
医療保険の資格を失ったとき	印鑑、医療受給者証、健康手帳
医療受給者証、健康手帳を紛失したとき	印鑑、保険証

医療費を有効に使うために

老人保健の財源は、大部分が国、県、町からの公費と保険者からの拠出金によってまかなわれています。ふだんから健康づくりや上手な受診を心がけ、医療費を有効に使いましょう。

老人医療費1人当りの推移

平成14年度1人当りの医療費は661,366円で、県内で12番目に高い金額です。県平均617,390円と比較すると43,976円高くなっています。



あなたの医療費をお知らせします

老人保健でお医者さんに受診された医療費をお知らせいたします。健康について認識を深め、皆さんから健康づくりのために参考にしていただければ幸いです。

送付時期	診療月
8月	11、12、1月
10月	2、3月
12月	4、5月
2月	6、7月

高額医療費が高額になったときは

1カ月の医療費が高額になったときは、申請をして認められると、自己負担限度額を超えた分があとから支給されます。同じ世帯に老人保健でお医者さんにかかっている方が複数いる場合は、合算することができません。

高額医療費は申請によって支給されます

高額医療費の支給を受けるには、役場住民課窓口へ申請が必要です。

町では医療費の給付記録をもとに、該当すると思われる人に申請の案内を行っています。案内を受け取ったから早め手続きにおいでください。

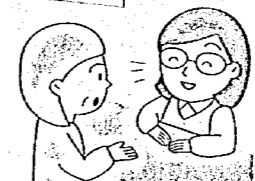
なお、1回申請を行うと、次回以降支給の対象となっても、原則として、申請は省略されます。

1カ月の自己負担限度額	自己負担限度額	
	外来 (個人ごとに計算)	外来十入院 (世帯ごとに計算)
一定以上の所得がある方	40,200円	72,300円 + 医療費が361,500円を超えた場合は、その超えた分の1%を加算 (過去12カ月に4回以上高額医療費の支給があった場合、4回目以降は40,200円)
一般	12,000円	40,200円
低所得者 (町民税非課税世帯等)	II	24,600円
	I	15,000円
		8,000円

●低所得者I、IIの方は「限度額適用・標準負担額減額認定証」が必要になります。役場住民課で申請してください。

申請を忘れていませんか

高額医療費の支給には、請求できる期限が決まられています。以前に申請の案内をさしあげた方で、未申請の方は、期限前に再度ご案内する予定です。この案内を受け取った方は、早めに手続きをお願いします。



高額医療費の計算のしかた

●外来での自己負担額が限度額を超えたとき


同じ人が同じ月内に、外来で支払った自己負担が限度額を超えた場合、超えた分が申請によりあとから支給されます。

●世帯の自己負担の合計が限度額を超えたとき

ひとつの世帯で同じ月に、外来・入院で支払った自己負担の合計が限度額を超えた場合、超えた分が申請によりあとから支給されます。

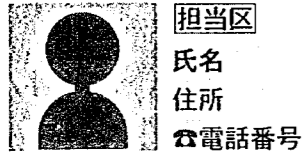
合算できるもの

病院・診療所、歯科の別はなく、少額の自己負担も合算できます。調剤薬局での自己負担も含めて合算できます。ただし入院時の食事代や、保険のきかない差額ベッド料などは合算できません。



減額認定証を「ご存じ」でしょうか

町民税非課税世帯等に属する方(所得区分が低所得者I・IIに該当する方)は、病院等の窓口で「老人保健の限度額適用・標準負担額減額認定証」を提示すれば、●入院時の食事代の標準負担額 ●入院時の医療費の自己負担限度額 ●外来受診の高額医療費受領委任払制度における自己負担限度額が軽減されます。この減額認定証は、役場の住民課窓口へ申請すれば交付されます。入院等の予定のある場合は、事前に申請をしてください。認定証は申請した日の月の初日から有効になります。また、有効期限を過ぎたものは使用できません。現在お持ちの方も、毎年更新の手続きが必要となりますので注意してください。



町の民生委員・児童委員

1
熊倉 清弘
東船場4-3-19
☎381-2916

2・3
池田 キヨ
東船場2-4-3
☎382-3609

4
原 榮一
本町1-3-29
☎381-2269

11
熊倉 久子
諏訪2-8-12
☎382-4107

12
土田 道定
諏訪2-3-34
☎381-3907

15
村尾 安一
諏訪3-3-25
☎381-5680

20
渡邊 久子
城山1-2-34
☎381-3207

21・22
佐藤 繁穂
船戸山2-3-13
☎381-5545

23
荻荘 静子
船戸山5-6-30
☎381-5685

26
遠山 明美
新明町5-3-6
☎381-2567

27・28
皆川 絢子
袋津1-3-24
☎381-2829

29
樋口 キヨエ
袋津1-2-45
☎381-5193

「言うことを聞かない我が子について手をあげてしまう」、「高齢の親の介護に疲れている」、「子どもが家に引きこもりがちだ」などなど...
人にはさまざまな悩みがあります。困った時はぜひ、民生委員・児童委員にご相談ください。

33
若林 七重
砂岡2-8-18
☎382-7739

34
田邊 慶弘
水道町4-3-43
☎382-3782

38
若月 勝子
鶴ノ子2-5-41
☎382-7525

39
古泉 勇男
泉町2-1-25
☎381-5722

40・41・42
吉田 宗
手代山1-4-3
☎381-5440

49
片桐 ノリ
城山3-4-4
☎381-6759

50
窪田 金作
城所1-9-34
☎381-5652

51
堅田 勝
中島1-8-24
☎381-6047

55(西地区)
山田 矩子
五月町3-3-8
☎382-6292

55(東地区)
田邊 洋子
五月町2-3-12
☎381-4557

56
渡邊 洋子
緑町3-3-19
☎382-2444

59(西地区)
石川 京子
中島4-3-59
☎382-3740

59(東地区)
遠藤 宏司
中島3-7-5
☎382-4159

60
田井 良子
曙町5-2-47
☎382-7930

新たに平成16年12月1日から3年間の任期で、厚生労働大臣から委嘱を受けた50人の民生委員児童委員と3人の主任児童委員（町内全域担当）をご紹介します。

問い合わせ
福祉健康課 内線149

5・6・13
立川 泰子
本町2-1-35
☎382-3131

7・8
内山 豊年
船戸山4-3-23
☎382-5025

9・10・14
高橋 和子
東本町5-2-10
☎381-2304

16
湯田 昭子
稲葉3-2-16
☎382-9514

17
渡邊 久子
稲葉3-3-12
☎381-2208

18・19
二岸 和夫
東本町5-5-12
☎381-5572

24
小黒 公子
元町5-2-80
☎382-4552

25(北地区)
五十嵐 尚
荻曾根4-2-5
☎381-5480

25(南地区)
西山 千津子
元町4-2-50
☎382-6249

30
清野 静子
水道町2-2-50
☎381-6988

31
中林 茂
袋津3-1-30
☎381-6057

32
平間 節子
袋津5-6-2
☎381-2701

33・35
水口 信成
砂岡4-2-26
☎382-9572

36
坂井 信行
城山2-4-28
☎381-5707

37
丸山 勇
所島2-5-54
☎381-6636

43・44
青木 由彦
早通4-3-11
☎381-0297

45・46・47
青木 雅子
下早通2-1-16
☎381-3547

48
江口 夫佐子
新明町3-4-3
☎382-3254

52
荒木 恵子
西町5-3-41
☎381-4835

53
國分 宗男
旭2-4-27
☎382-7255

54
熊倉 比佐子
向陽1-6-12
☎381-2922

57
大岡 千代子
早通1-4-29
☎382-7638

58(西地区)
川上 千恵子
四ツ興野5-4-13
☎382-4896

58(東地区)
藤田 敏一
四ツ興野4-2-12
☎381-5458

町内全域
井上 和子
新明町2-5-17
☎381-6076

町内全域
椎谷 浩
水道町1-2-50
☎381-2833

町内全域
渡邊 寿子
船戸山4-2-7
☎381-5287

平成17・18年度 入札参加資格審査申請(入札参加申込)について

総務課 管財係 内線224・225

平成17年4月1日以降、新潟市からの受注を希望する業者(方)は、入札参加資格審査の申請をし、登録する必要があります。

入札指名参加を希望する業者(方)は、次の方法で申請をしてください。

- 工事・工事コンサル(水道事業も同様)
- ・電子申請(新潟市ホームページ画面に必要事項を入力)

- ・紙申請(亀田町総務課管財係へ提出)
- 物品・業務委託(紙申請(亀田町総務課管財係へ提出))
- ・水道事業は宛先を新潟市水道事業管理者に修正し、新潟市水道局財務課へ提出してください。

※申請書は新潟市ホームページからダウンロードできます。
※亀田町での受付は、本社

(本店)が亀田町にある場合です。
●受付期間 平成17年1月12日(水)～2月7日(月)
※詳細については新潟市ホームページまたは亀田町ホームページをご覧ください。
新潟市 <http://www.city.niigata.niigata.jp/>
亀田町 <http://www.town.kameda.niigata.jp/>

合併に伴う新しい仕組みや疑問に悩む方も

企画調整課 企画調整係 内線232

来年3月21日に施行される新潟市周辺13市町村での広域合併を控え、現在、一部調整中事業を残しながらも、300項目以上の事務事業等の調整が合意されています。

取得し事務等をまとめた「支所ガイドブック」を発行し、全戸配布する予定です。それに先立ちまして、このたび、町民の皆さんが合併に伴い不安に思うこと、疑問に思うことなどについて、個別に受付し、お答えすることになりました。お気軽にご利用ください。

●宛先 〒950-0195 亀田町泉町3-4-5
☎381-2111 内線232
☎381-7090
kikaku@town.kameda.niigata.jp
企画調整課まで

アスパーク亀田 皿期教室参加者募集

●申し込み・問い合わせ● 亀田町総合体育館内 各教室係 ☎381-1222

教室名	内容	皿期	定員	料金 【該当定期券】	申込方法 【持ち物】
卓球	初心者・初級者卓球教室 (8回コース)	(13:00~15:00) 1/14~3/11 (2/11除く) 金曜日	各60人 15歳以上の方 (中学生不可)	教室参加費 1コース 2,000円 アリーナ利用料 1回につき 200円 【全施設・アリーナ】の定期券をお持ちの方は不要	・開館時間帯に来館または電話にて受付 ・定員になり次第締め切り ・運動のできる服装・タオル・ラケット・室内運動靴
	中級者卓球教室：午前 (8回コース)	(10:00~12:00) 1/14~3/11 (2/11除く) 金曜日			
	中級者卓球教室：午後 (8回コース)	(13:00~15:00) 1/12~3/2 水曜日			
	上級者卓球教室 (8回コース)	(10:00~12:00) 1/12~3/2 水曜日			
エアロビクス	初級ソフトエアロビクス教室：午後 (10回コース)	(13:30~14:30) 1/13~3/17 木曜日	各200人 15歳以上の方 (中学生不可)	教室参加費 1コース 2,000円 アリーナ利用料 1回につき 200円 【全施設・アリーナ・トレーニングルーム】の定期券をお持ちの方は不要	・初回日の開始30分前より受付 ・運動のできる服装・室内運動靴・タオル
	初級ソフトエアロビクス教室：夜 (10回コース)	(20:00~21:00) 1/18~3/29 (3/22除く) 火曜日			
	中級ソフトエアロビクス教室 (10回コース)	(20:00~21:00) 1/13~3/17 木曜日			
	初級エアロビクス教室 (10回コース)	(18:45~19:45) 1/13~3/17 木曜日			
	中級エアロビクス教室 (10回コース)	(18:45~19:45) 1/18~3/29 (3/22除く) 火曜日			

※都合により予定を変更することがあります。あらかじめご了承ください。※「平成16年度 教室年間予定表」は、総合体育館にて配布しています。

配偶者からの暴力で悩んでいる方へ

配偶者暴力防止法が改正されました。

保護命令の対象を、子どもや離婚した元配偶者まで拡大するとともに、退去命令の期間を2カ月に延長することなどを柱とした改正法が成立し、12月2日に施行されました。

○改正の主な内容

1. 「配偶者からの暴力」の定義の拡大
2. 保護命令制度の拡充
 - ① 離婚後も暴力が続く場合、元配偶者も対象とする
 - ② 被害者と同居する未成年の子どもも接近禁止命令の対象とする
 - ③ 退去命令の期間を2カ月に拡大
 - ④ 退去命令についても再度の申し立てを可能とする
3. 被害者の自立支援の明確化

詳しくは：亀田町役場企画調整課 ☎381-2111 内線234
また、内閣府では配偶者からの暴力被害者支援情報サイトを開設しています。

<http://www.gender.go.jp/e-vaw/index.htm>

塚本 太一さん (袋津4) 新潟税務署長表彰を受賞

酒税保全と種類業界の安定に与えた顕著な功績を認められ、塚本 太一さんが新潟税務署長表彰を受賞されました。

新潟税務署管内小売酒販組合の理事を務める塚本さんは、組合員の指導に積極的に取り組み、組合の健全な発展に寄与されました。そして、「税金は「取られる」ものではなく、納得した上で「納める」もの。納税は国民の義務ですからね。」とお話してくださいました。

受賞おめでとうございます!



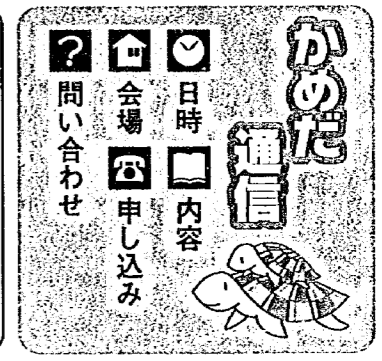
今泉 敏雄さん (早通6) 県知事表彰を受賞

亀田郷みなみ農業協同組合 代表理事組合長の今泉 敏雄さんが、平成16年度に新潟県知事表彰を受賞されました。

今泉さんは、昭和54年亀田町農業協同組合の理事に就任後、役員を歴任。平成7年、横越村農協との合併により発足した亀田郷みなみ農業協同組合においても専務理事、代表理事組合長として農協運動に尽力されました。この受賞は、組合員農家の営農と生活の向上、地域農業の振興に寄与した功績が認められ、実現したものです。

受賞おめでとうございます!





募集

日時 内容
会場 申し込み
問い合わせ

**「放送大学」
4月入学生募集**

放送大学はいつでもどこでも、だれでもが学べる、テレビ・ラジオで授業を行う正規の通信制大学です。県内では、約1、700人の方が学んでいます。

■募集学生
○教養学部（全科生・選科生・科目生）
○大学院（修士選科生・修士科目生）

■出願受付期間 12月15日（休）～平成17年2月28日（月）
■自宅でCSデジタル・スカイパーフェクTV!などを利用して視聴できます。
■学費が安く、入学試験もありません。
※人文・社会・自然・産業等、幅

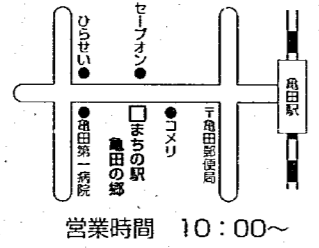
まちの駅 運営：NPO法人環境パル21 亀田の郷だより ☎383-5595

どなたでも気軽にお立ち寄りください。まちの情報をたっぷり用意してお待ちしています！

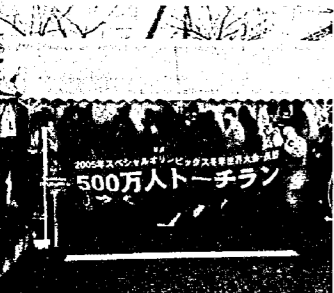
◆**地場産野菜・果物 好評販売中！**
まちの駅「亀田の郷」では地産地消の考えから、亀田町農業者会議の方々のご協力で野菜・果物を販売中です。亀田産のなしは有名ですが、亀田でりんごが採れることをご存じですか？町内のりんご農家のご協力で販売中の「亀田産りんご」は大好評!!ぜひ一度お試しください。

●**まちの駅 亀田の郷は...**

- ・誰でも無料で休憩できます
- ・トイレ利用できます
- ・道案内、観光案内します
- ・レンタサイクルあります
- ・亀田町名産品を販売しています
- ・レンタルボックスあります（手作り品の販売スペース）

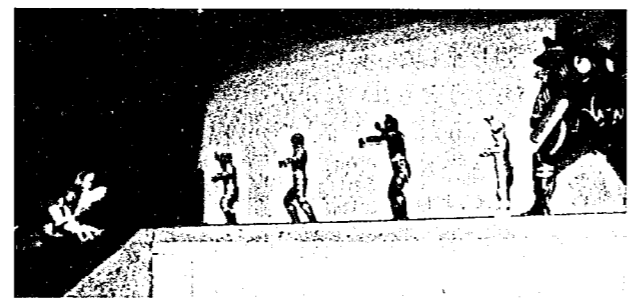
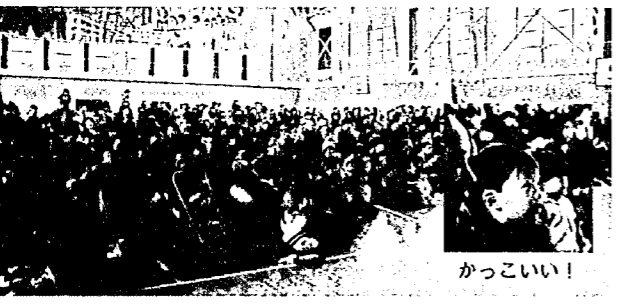


◆**クリーンサポーター活動開始！**
NPO法人環境パル21では、まちの美化とその広がりをお願い、協賛スポンサーの協力を得てクリーン作戦を開始しました。毎週土曜日または日曜日に、まちの駅「亀田の郷」を基点として、学生たちがまちを巡回清掃しています。見かけたらご声援をお願いします。



**亀田町合併・閉町
記念イベント
ふるさとふれあいフェスタ
大盛況!!**

亀田町合併・閉町記念イベント「ふるさとふれあいフェスタ」が11月14日に役場駐車場周辺と亀田西中学校体育館を会場に開催されました。今年で28回を数える「亀田町農業まつり」にフリーマーケットや神楽、ダンス、「爆竜戦隊アバレンジャー」などのステージショーを加え、多くの人でにぎわいました。皆さんはいらっしゃいましたか？



爆竜戦隊アバレンジャー登場!!



広い分野の約三百にわたる科目を開講しています。健康、福祉、心理に関する科目やスキルアップに役立つ科目が数多くあります。もちろん1科目からでもOKです。資料請求（送付無料）、詳しくはお問い合わせください。
〒951-8122
新潟市旭町通1-754
放送大学新潟学習センター
☎228-2651

新日本空手拳法道 土衛塾

毎週木曜日
午後7時30分
亀田中学校 武道場

■会費 1カ月3,000円
■対象 小学生
■総本部 ☎270-5005
または直接会場へ

**ボランティア
企画運営委員募集**

新潟県女性財団では、事務局と連携し、事業を企画・実施するボランティアの企画運営委員を募集しています。男女がともに歩む住みよいまちづくりの実現を目指しながら、財団の活動にかかわってみませんか。
■企画運営委員の主な業務
活動は月に3回程度。月

1回土曜午後の定例企画運営委員会のほか、打ち合わせや事業運営が中心です。一時保育があります。

■募集人数 若干名
■応募資格 企画運営委員として積極的に活動でき、やる気のある人。次のいずれかに該当する人は大歓迎です。
①団体・グループ等で積極的な地域活動をしている人
②ジェンダーに敏感な視点のある人
③女性センターや公民館等の事業に参加し、今後は企画に興味のある人
■委員の任期 平成17年4月1日～2年間
■(財)新潟県女性財団事務局
☎285-6610
☎285-6630

お知らせ

**新潟市合併記念
2004新潟第九コンサート**

12月19日(日) 午後2時
新潟市民芸術文化会館
(りゅうとびあ) コンサートホール

○ペーパードラム
「交響曲第九番(合唱付)」
ヴォーン・ウィリアムズ

「タリスの主題による幻想曲」
指定席S席 3,000円
A席 2,500円
自由席 2,000円
自由席学生席 500円
BSNメディア事業局内
新潟第九コンサート実行委員会事務局
☎230-1518
☎266-3682

ときめき合同就職面接会

一般求職者・平成17年3月卒業予定の学生ならどなたでも無料で参加可能です。
平成17年1月13日(休)
午後1時30分～4時
朱鷺メッセ 1階展示ホール

とときめき合同就職面接会開催事務局
独立行政法人 雇用・能力開発機構新潟センター企画部門
☎240-1341
☎244-9100

- ◇公民館賞
幼魚全体総合優勝 一部
大正三色 四山 孝
- ◇総合優勝 二部
昭和三色 大屋 秀樹
- ◇総合優勝 三部
昭和三色 高井 尚人
- ◇総合優勝 四部
大正三色 鶴川 満
- ◇総合優勝 六部
大正三色 坂爪庄三郎
- 第50回
亀田町菊花同好会
平成16年度入賞者**
- ◆総合優勝 鳥名喜久雄
 - ◆競技花一幹立 吉田 勝秀
 - ◆ "三幹立 栗原 静男
 - ◆厚物一幹立 柳 三郎
 - ◆ "三幹立 三沢喜次郎
 - ◆管物一幹立 高橋 孝英
 - ◆ "三幹立 仲村 良平
 - ◆一幹立三色組 栗原 静男
 - ◆七幹立 三沢喜次郎
 - ◆小菊懸崖 仲村 良平
 - ◆ "盆栽 上村 三郎
 - ◆福助三色組 栗原 静男
 - ◆切花 上村 三郎
 - ◆一等 吉田政一郎ほか9人
 - ◆二等 須藤 博ほか11人
 - ◆三等 樋口キヨイほか17人

表紙の写真 (総合体育館にクリスマスツリー☆)



今年も総合体育館のロビーにクリスマスツリーが登場しました！大きなツリーの隣には、大きなスノーマンも仲良く並んでいます。展示期間は12月26日まで。体育館に汗を流しに行った際に、きれいなツリーを眺めてみてはいかがでしょうか？

告知板

お酒で悩んでいる方
お気軽にご相談を

毎週
土曜

- 時間 午後7時～9時
 - ところ 公民館
 - 担当 断酒会会員
- ※個人の秘密は厳守します。

行政相談 1月5日(水) 午前9時～正午
■ところ 社会福祉協議会(新明町1)
☎381-7221

- 相談委員 鈴木 紀子さん
- ※公共機関の仕事への苦情、相談を受け付けます。
お気軽にご相談ください。

心配ごと相談所

毎週
火曜

- 時間 午前9時30分～午後3時
 - ところ 社会福祉協議会(新明町1)
- ☎381-7221

※この時間内に、電話での相談も受け付けます。
個人の秘密は厳守、お気軽にご相談ください。

年始 年末

役場などの業務日程

施設等	月日	12月					1月					
		26日	27日	28日	29日	30日	31日	1日	2日	3日	4日	5日
役場 ※1		×	○	○	※1	※1	×	×	×	×	○	○
総合体育館		○	○	※2	×	×	×	×	×	×	○	○
公民館		○	○	○	×	×	×	×	×	×	○	○
役場出張所		×	○	○	×	×	×	×	×	×	○	○
町民会館・老人福祉センター		×	○	○	×	×	×	×	×	×	×	○
郷土資料館		×	×	○	×	×	×	×	×	×	○	○
ごみ収集		×	○	○	○	○	○	×	×	×	○	○
し尿くみ取り		×	○	○	※4	×	×	×	×	×	○	○
古紙回収		各区…1月・2月は休み 拠点回収(保健センター前)…1月1日(出)は休み										

○…通常業務
×…休み

- ※1 29日・30日住民課、会計課と税務課(収税係)のみ午前8時30分から午後5時15分まで窓口業務を行います。ただし、住民票の広域交付や住民基本台帳カードの交付等、住基ネットを利用する業務は行いません。なお、婚姻・出生・死亡等の届出は、午後5時15分以降や休日も受け付けますので、役場管理人室へ届け出てください。
- ※2 28日は午後5時まで開館します。
- ※3 31日は亀田焼却場へのごみの自己搬入はできません。
- ※4 29日は午前中のみ収集します。

編集後記

▶12月1日号の広報を各区長さん宅にお届けするために町内を回っていたとき、とってもきれいな虹に遭遇しました。砂岡にある眺めのよい一本道に虹がちょうどきれいにかかっている、まるで私に見てもらうために出てきたかのような素晴らしい！あんまり嬉しくて、行く先々の区長さんに「虹が出ていましたよ！」と報告してしまいました。虹を見ると得した気分になりますね。 (㊟)

ごめいふく (11月16日～30日届出)

故人	世帯主	町名	区
岸野 キヨ (95)	本人	向陽2	17
渡邊 淳太 (79)	優美子	城山1	20
媚山 イネ (82)	本人	水道町2	30
青木 ヒタ (88)	仁	下早通2	45
坂井ミチヲ (91)	與四雄	丸湯1	47
新保 幸夫 (67)	恵子	西町3	52
星 富二 (85)	周治	曙町4	60